

「役所での住民登録」について知っておこう

ナレーション

これは何か分かりますか。

これは「在留カード」です。

3か月より長く日本に住む外国人が出入国在留管理庁(入管)からもらうIDカードです。

このカードには次のようなことが書いてあります。

「名前」「国籍」「住所」「在留資格」「在留期間」。

入管、役所や役場などで手続きのときに必要になります。

銀行や図書館でも、「身分を証明するもの」として在留カードを使うことができます。

会話

銀行員：在留カードをお持ちですか。

アンジェラ：はい、これです。

図書館員：今日は、住所が確認できるものをお持ちですか。

アンジェラ：はい、在留カードでもいいですか。

図書館員：はい、ちょっとお預かりします。

ナレーション

在留カードは、IDカードですから、16歳以上の人は、ちょっと外出するだけのときでも、いつでも持っていなければなりません。

また、カードは入国するときに受け取りますが、住所が決まったら、自分が住んでいる地域の役所で、「住民登録」をしなければなりません。

引っ越しをする前には「転出手続き」、引っ越しをした後は「転入手続き」を、それぞれの役所でしてください。

会話

市役所職員：では、住民登録の手続きをお願いします。

オウ：じゅうみん・・・とうろく・・・って、何ですか。

市役所職員：潮来市の住民ですよ、潮来市に住んでいますよ・・・という意味の登録です。

オウ：ああ、わかりました。

市役所職員：「パスポートと在留カードをお持ちですか？」

オウ：「はい、あります」

ナレーション

「在留資格」や「在留期間」などが変更したときの手続きは、近くの「入管」でしてください。

役所や入管などの手続きは難しいと感じるかもしれませんが、皆さんが日本で安心して生活するためにはとても大切なことです。

今は、オンラインでの手続きもできるようになっています。

期限に遅れないように手続きを進めましょう。

会話

オウ：どんな手続きをしたらいいですか。

ナレーション

「どんな^{てつづ}手続きをしたらいいですか」の一言^{ひとこと}から、日本^{にほん}での安心^{あんしん}した生活^{せいかつ}を始め^{はじ}ましょう。